

柴田町特定随意契約の手續きに関する要領第4条の規定により、令和5年度 特定随意契約実施計画を公表する。

課 名：商工観光課
公表日：令和5年10月16日

番号	物品又は役務の区分	政策目的	契約締結の内容					契約締結予定日	契約申込の提出先	契約申込の期限	契約の相手方の決定方法及び選定基準	適用（左記のほか契約に際し必要とされる事項）
			物品又は役務の概要	規格・品質等	数量等	納入場所又は履行場所	納入期限又は履行期間					
1	役務	高齢者の働く場の確保（柴田町特定随意契約の手續きに関する要領第2条（3）第1項第3号）	「しばたファンタジーイルミネーション（12/1～12/30）」開催にかかるイルミネーションの設置・撤去	「しばたファンタジーイルミネーション（12/1～12/30）」開催にかかるイルミネーションの設置・撤去	業務日 19 日間 【業務時間】 ・設置:6.0 時間×8 人/日×15 日=720 時間 ・撤去:6.0 時間×6 人/日×4 日=144 時間 ・イルミネーション設置として、11 月中に 15 日間、撤去として 1 月中に 4 日間	柴田町大字船岡字館山 95-1（船岡城址公園）地内	契約締結日の翌日以降から令和 6 年 1 月 31 日まで	令和 5 年 10 月下旬予定	商工観光課	令和 5 年 10 月 30 日	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十七条の指定を受けたもののうち、予定価格の範囲内で契約の申込みがあったもの。	当該施設の設備等に精通しており、施工業務等に関する知識を有するもの。